平成２５年（フ）第５１０号
横浜市戸塚区南舞岡３丁目６番４―202号
債務者　大里　　登
1　決定年月日時　平成25年４月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月30日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月31日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第８９号
東京都八王子市高尾町1682番地６ユタハイム205号
債務者　唐澤　博文
1　決定年月日時　平成25年４月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月31日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月31日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第２１６号
東京都八王子市北野町559番地19シャトー白鳳405号
債務者　荒井　　勉
1　決定年月日時　平成25年４月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月31日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月31日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第６号
相模原市緑区下九沢1333番地13
債務者　小口　　瞬
1　決定年月日時　平成25年４月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月31日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月３日午後４時30分
横浜地方裁判所相模原支部

破産手続廃止

平成２４年（フ）第５７０８号
大阪市平野区長吉川辺２丁目８番22号
破産者　ファーストプランニング株式会社
1　決定年月日　平成25年４月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１３２号
釧路市鳥取北５丁目13番20号
破産者　菅原塗装道東株式会社
1　決定年月日　平成25年４月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
釧路地方裁判所

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２４年（フ）第５７０９号
大阪市城東区東中浜２丁目９番22号池田慶吉方、開始決定時の住所大阪市平野区長吉川辺２丁目８番22号
破産者　池田萬良こと池田正一こと　**鄭**　　萬良
1　決定年月日　平成25年４月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４２１号
金沢市鳴和１丁目５番２号
破産者　協栄工業こと　中谷　良輔
1　決定年月日　平成25年４月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２４年（フ）第４５５号
富山県小矢部市埴生４―20、開始決定時の住所金沢市小坂町南524番地　しろはす103号
破産者　本田　暁和
1　決定年月日　平成25年４月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

破産手続終結

平成２３年（フ）第４９２号
金沢市湊１丁目93番地７
破産者　株式会社奥村塗装店
1　決定年月日　平成25年４月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
金沢地方裁判所

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２４年（フ）第３５号
広島県三次市十日市西５丁目６番２―２号
破産者　原　　勝利
1　破産債権の届出期間　平成25年５月７日まで
2　一般調査期日　平成25年７月12日午後２時30分
平成25年４月３日　広島地方裁判所三次支部

平成２３年（フ）第５８７９号
大阪府枚方市牧野下島町３―17コーポ牧野507、開始決定時の住所大阪府寝屋川市成田東が丘36番１号
破産者　畑田　正一
1　破産債権の届出期間　平成25年５月10日まで
2　一般調査期日　平成25年６月27日午後３時30分
平成25年４月３日
大阪地方裁判所第６民事部

債権者集会招集

平成２３年（フ）第４５号
長野県伊那市富県5551番地
破産者　田畑建設木材有限会社
1　期日　平成25年６月５日午前11時30分
2　会議の目的　破産手続廃止に関する意見の聴取、破産管財人の任務終了による計算の報告
平成25年４月３日　長野地方裁判所伊那支部

債権者集会招集及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２３年（フ）第４６号
長野県伊那市富県5541番地５
破産者　田畑　正道
1　期日　平成25年６月５日午前11時30分
2　会議の目的　破産手続廃止に関する意見の聴取、破産管財人の任務終了による計算の報告
3　免責意見申述期間　平成25年６月４日まで
平成25年４月３日　長野地方裁判所伊那支部

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２４年（フ）第１３４号
松江市上乃木３丁目11番30号、前住所松江市東津田町2168番地558
破産者　香川　義孝
異議申述期間　平成25年６月３日まで
平成25年４月４日　　松江地方裁判所民事部

特別清算終結

平成２３年（ヒ）第３０１５号
大阪府和泉市テクノステージ３丁目４番15号
清算株式会社　ポッロ株式会社
1　決定年月日　平成25年４月３日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
大阪地方裁判所第６民事部

監督命令

平成２５年（再）第１号
滋賀県野洲市辻町523番地
再生債務者　株式会社黒田商会
1　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
2　監督委員　大津市末広町７番１号　大津パークビル７階　せせらぎ法律事務所　弁護士　竹下　育男
平成25年３月29日　　大津地方裁判所民事部

平成２５年（再）第２号
滋賀県野洲市市三宅2030番地
再生債務者　エコニス株式会社
1　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
2　監督委員　大津市末広町７番１号　大津パークビル７階　せせらぎ法律事務所　弁護士　竹下　育男
平成25年３月29日　　大津地方裁判所民事部